

第3章

地域経済の志

－まちを潤す－



3-1 農林水産業の振興

(1) 水産業の振興

基本方針

水産業の振興と漁業経営の安定を図るため、漁業者による沿岸生態系の回復など、漁場環境の整備・改善を図りながら適切な資源管理を進め、異業種間の交流や担い手の育成などによる経営基盤の強化に努めます。また、漁港施設の適切な管理を行い、生産基盤の確保に努めます。

現状と課題

- 沿岸海域における生物生産性の低下により、水産資源の資源水準は依然として低位にあると考えられ、漁場造成と種苗放流を中心とした資源管理型漁業の推進により水産資源の安定を図り、漁獲の安定に努める必要があります。
- 後継漁業者の離業や新規就業者の不足による漁業者の高齢化が著しく、今後、水産物の安定供給が困難となることが想定されます。また、経済の低迷や輸入水産物との価格競合による単価の下落が、漁業収入の低下に拍車をかけるなど、構造的な不振に陥っており、こうしたなか、担い手の育成や経営基盤の強化による漁業経営の安定を図ることが必要となっています。
- 近年、農商工連携や観光との連携など、異業種間の連携による経済振興策が進められており、今後は生産・流通・消費のそれぞれに利益のある形での流通形態を構築する必要があり、また、国民の魚離れが進む状況において、消費者のニーズに合わせた流通段階での付加価値の向上（加工等）が求められています。
- 本市には4つの県管理漁港、8つの市管理漁港があり、それぞれの漁港施設の機能強化が図られてきました。今後も施設の調査・測量を実施することにより現状把握に努め、また、漁業実態や関係者等の意見を考慮し、漁港施設の効率的な管理、整備を進める必要があります。

■漁業生産量の推移

(単位：t)

区 分	合 計	漁 業				養殖業
		小 計	遠 洋	沖 合	沿 岸	
平成 17 年	29,859	29,167	14,524	9,273	5,370	692
平成 18 年	26,696	26,174	8,869	11,475	5,830	522
平成 19 年	26,119	25,496	10,052	10,362	5,082	623
平成 20 年	23,609	22,834	7,818	9,761	5,255	775
平成 21 年	21,068	20,018	7,810	7,189	5,019	1,050

資料：漁協販売資料等

■漁業生産額の推移

(単位：百万円)

区 分	合 計	漁 業				養殖業
		小 計	遠 洋	沖 合	沿 岸	
平成 17 年	13,475	7,887	2,640	1,720	3,527	5,588
平成 18 年	11,809	7,373	2,112	2,157	3,104	4,436
平成 19 年	12,176	7,864	2,321	2,139	3,404	4,312
平成 20 年	10,349	7,461	2,179	2,039	3,243	2,888
平成 21 年	9,754	6,600	1,966	1,741	2,893	3,154

資料：漁協販売資料等

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
環境保全活動に取り組む地区数（累計）	2 地区	3 地区
アワビ種苗放流数	445 千個／年	400 千個／年
漁業者と異業種との連携事例数（累計）	5 件	7 件
青年漁業就業者数（15～39 歳）（累計）	206 人	240 人

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①水産業の総合的振興	①－１ 水産業振興指針の見直し ・「新しい里海」の創生をめざして、水産資源の持続的利用を基本とした施策の方向性を再検討します。	水産課
	②－１ 漁場環境の整備・改善 ・市民等の参加を得ながら、干潟や藻場の造成などの沿岸生態系の回復に向けた取り組みを推進します。 ・投石等による計画的な漁場造成や浚渫事業などの漁場環境改善に向けた取り組みを推進します。	
②資源の増殖と適切な管理	②－２ 資源管理型漁業の推進 ・漁業資源の増大と魚価の安定を図るため、研究機関と連携し、科学的根拠に基づく効率的な種苗放流事業や漁業規制についての検討を行い、漁業者が主体となった取り組みの推進を図ります。	水産課
	②－３ 養殖技術の向上 ・英虞湾、的矢湾における主要漁業である真珠、カキ、あおさ等の生産安定に向け、研究機関と連携して新たな養殖技術や赤潮等による漁業被害を防止するための情報提供を図ります。また、新たな養殖品種の導入についての検討を行います。	
	③－１ 担い手の育成・確保 ・県や県農林水産支援センターと連携して、新たな養殖品種の生産、流通体制への取り組みやコスト削減に取り組む経営体への支援を行うとともに、新規就業希望者への就業支援を行います。	
③経営基盤の強化	③－２ 経営基盤の強化 ・合併した漁業協同組合が実施する事業の効率化を支援し、漁協経営や個々の経営体の基盤強化策を促進し、経営の安定を図ります。	水産課
	③－３ 異業種間の連携・交流 ・観光業や水産加工業と連携した水産物の付加価値の向上や消費の拡大に取り組み、関連施設等の整備を検討し、魚価の向上を図ります。	

主な施策	施策内容	担当課
④生産基盤の整備	④－１ 漁港施設の適切な管理	水産課
	・ 漁港施設の調査・測量などを実施して現状の正確な把握に努め、効率的な管理につなげます。また、漁港台帳や測量データなどをデジタル化してGISでの利用を図り、総合的な漁港管理につなげていきます。 ・ 漁港施設用地等の利用計画を、現状の漁業実態や地域のニーズに合わせて見直します。 ・ 漁港区域内の放置艇や廃船対策を関係機関と連携して推進します。	
	④－２ 漁業生産基盤の整備	
	・ 漁業実態や関係者の意見を十分踏まえた機能的な漁港づくりをめざすとともに、災害時に海上交通の拠点となるよう、耐震調査等を行いながら漁港施設の整備を図ります。また、観光との連携を視野に入れ、水産業を核とした交流の場づくりを図ります。	

ワークショップからの意見

協働による取り組み

- 地域経営のための産業を再生しましょう。
- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。



(2) 農林業の振興

基本方針

農林業の振興に向けて、志摩市農業振興地域整備計画に基づき事業を推進するとともに、異業種間連携や農業生産基盤の整備などにより、地域内での連携を深め、付加価値を高めることをはじめ、流通の多様化や農作物などの製品化を検討します。また、各種団体と連携しながら、農林業を通じた緑化や自然環境の保全を進めるとともに、鳥獣被害に対する防止対策を推進します。

現状と課題

- 農地の役割は食料生産だけでなく、水循環の一部を担っています。しかし、本市の農地の大半は小区域であり、大規模な農業経営ができないため、条件の悪い谷地田などを中心に耕作放棄地が増えています。農業・農村の持つ多面的な機能を発揮させるためにも、農地と農村環境を維持していくことが必要です。
- 本市の農家は、兼業農家が多く、また担い手農家の高齢化も進んでいます。農業の振興に向けて、耕作放棄地を防ぐ受け皿となる新規の担い手・後継者の育成と掘り起こしを検討していく必要があります。
- 合併による行政区域の拡大にともない、鳥羽志摩農業協同組合と行政がなお一層連携しながら農業振興事業を展開し、地域農業を持続していくための方策を検討し、取り組みを進めていくことが必要となっています。
- 近年、鳥獣被害による耕作意欲の低下などの要因も重なり、農地・農業環境の悪い谷地田を中心に、環境改善が必要な未整備地域（箇所）が依然として存在しています。また、過去に整備したほ場整備農地の整備規模も小規模にとどまっている状況であるため、今後、農道・集落排水などの基盤施設の整備を推進し、生産条件・集落環境の向上を図るとともに、整備後の維持管理を行う必要があります。
- 本市には、昭和 30 年代まで薪炭（しんたん）を供給していた、いわゆる里山が多く残されています。こうした二次林は、手入れがされないまま放置されると森林の持つ多面的な機能を十分に発揮しないことから、適正な管理を行っていくことが必要です。
- 合併前から各旧町においても、さまざまな緑化事業の推進がされてきており、引き続き緑化活動を実施・支援していますが、新規事業やボランティア団体等との協働による事業についても検討し、推進していくことが必要となっています。

- 野生動物の生息環境の変化や、人里に慣れるといった状況により、有害鳥獣の生活（生産）圏への頻繁な出没や被害の広域化が進んでいます。有害鳥獣駆除制度による駆除数も増加していますが、制度による駆除だけでは被害の防止に限界が生じています。そのため、地域での鳥獣被害対策のための勉強会や現地研修会等を通して、市民が被害防止に対する共通の意識を持ち、地域が一体になって対策に取り組むなど、鳥獣被害に強い地域づくりを推進していく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
認定農業者数（累計）	51 件	60 件
新規就農者数（累計）	—	10 人



今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①経営基盤の確立	①－１ 農業振興地域整備計画の推進 ・農業振興地域および農用地区域の見直しを行い、実態に即して志摩市農業振興地域整備計画を変更し、耕作放棄地などの改善に努めます。 ・耕作放棄地の実態調査の成果との整合性を図り、農地法の改正に適合した農業振興地域および農用地区域の管理を進めます。	農林課
	①－２ 就農しやすい環境づくり ・志摩市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における農地の有効利用を促進する観点から、新規就農者や担い手農家の支援に努めるとともに、市全域での法人・NPO等の農業参入に向けた支援もあわせて行っていきます。 ・認定農業者については、現状数の維持を図るため、農業委員会をはじめ、地域の核となっている地元農協や県関係機関と連携して支援を行います。	
	①－３ 異業種間の連携・交流 ・生産性の向上や効率化を図り、持続性を確保するため、新規の農業技術の導入に向けた取り組みを継続的に支援します。 ・地域農業の核となる鳥羽志摩農業協同組合との連携を深め、地産地消や食の安全・安心への高まりに対応した付加価値を求める取り組みを検討します。 ・流通の多様化や特産物としての製品化に関しても関係機関や異業種間の連携を図り、可能性を検討します。	
②農業・農村基盤の整備	②－１ 農業生産基盤の整備 ・農地・農村における農業生産基盤の整備に向けて、地域コンセンサスを踏まえて事業展開を図るため、自治会要望等の機会をとらえ、必要に応じて農道や農業用排水路等の計画・整備の推進を図ります。	農林課
	②－２ 農村定住条件の整備 ・農業を核とした地域づくりに向けて、広域的な活性化を推進することを目的として、集落排水の未整備地区の整備およびため池・排水機場の補修等、生産基盤および環境基盤の整備を進めます。	

主な施策	施策内容	担当課
③森林の保全・整備	③－１ 森林の整備 ・二酸化炭素の吸収源として、森林の効用も意識するなど、森林の公益的機能を低下させないように、自治会や地縁団体等で管理している山林への活動支援や市有林の適切な管理を進めます。	農林課
	③－２ 緑化の推進 ・緑化・保全活動に努めている各種ボランティア団体の自立性を尊重しつつ、連携・支援を図り、市内の緑化を推進します。	
④獣害対策の推進	④－１ 有害鳥獣の駆除・防止対策の推進 ・猟友会などと連携しながら、より積極的な有害鳥獣の捕獲を行います。 ・電気柵設置購入費の補助を今後も継続して行います。また、捕獲檻の貸し出しについてもさらに推進し、駆除に努めます。	農林課
	④－２ 有害鳥獣による被害防止対策の推進 ・志摩市有害鳥獣対策協議会をはじめ、各機関の連絡調整を行います。 ・地域での勉強会や現地研修会、パンフレットの配布等を通じて、市民が被害防止に対する共通の意識を持ち、地域が一体になって対策に取り組める体制を整備します。 ・サルの群れの分布を調査し、被害の状況を把握することで、より効果的な被害防止を図ります。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 観光ビジネスにつなげましょう。

協働による取り組み

- 地域経営のための産業を再生しましょう。
- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。



3-2 商工業の振興

(1) 雇用の促進、新規産業の育成

基本方針

市内における雇用の促進と安定を図り、新規産業の育成に努めるため、就労支援体制の整備をはじめ、企業活動、コミュニティビジネスへの支援などに取り組みます。また、働き手が安心して就労できるよう、商工会等関係機関と連携しながら、勤労者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 世界経済の不況により雇用者の解雇が相次ぐなど、雇用情勢は引き続き厳しい状況にあります。平成22年5月現在の有効求人倍率は、本市が含まれる伊勢管内では0.51倍で、県平均の0.46倍を0.05ポイント上回っていますが、依然として過去最低の水準で推移し、引き続き厳しい状況が続いています。基幹産業である水産業や観光業が依然として低迷しているなか、県等関係機関と連携し、就業機会の拡大を図る必要があります。
- 市外からの企業誘致が難しいため、市内での新しい起業を支援していますが厳しい状況にあり、社会経済情勢を見据えた支援を進めていくことが必要となっています。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
起業件数（累計）	2件	5件
コミュニティビジネス講習会への参加者数（累計）	—	50人
コミュニティビジネス起業件数（累計）	—	3件

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①魅力ある雇用の場づくり	①－１ 就労支援体制の整備	商工課
	・就業機会の拡大を図るため、県等関係機関と連携し、求職者に対する就職支援、雇用情報の提供などに努めます。	
	①－２ 起業活動の支援	
	・起業する人に対しては、商工会等と連携し、新規開業の基礎知識や資金調達の方法など、会社設立の基礎から実務に至るまでの創業に必要な実践能力の習得を支援します。	
	①－３ コミュニティビジネスなどへの支援	
	・商工会等と連携し、研修会を開催して地域課題に即したコミュニティビジネスの振興を図り、雇用の場としての支援に努めます。	
	①－４ 勤労者福祉の充実	
	・商工会等関係機関と連携し、中小企業勤務者に対する健康診断などの福利厚生の実施に努めます。	



(2) 商工業の振興

基本方針

商工業の振興を図るため、商工会等と連携しながら、企業・商業活動への支援に努めるとともに、農水商工の連携を強化します。

現状と課題

- 本市の工業は、電気機械製造業などの立地がみられますが、大規模なものはなく、また、世界的金融不安の影響を受けて規模縮小状況にあります。今後も商工会と連携しながら、中小事業者の経営改善指導・相談体制などの充実を図ることが必要となっています。
- 本市の商業は、郊外型の大型店を中心とした商店群と各地域の商店が中心となっていますが、大型店へ購買力が流出し、空き店舗が増加するなど、商店街の空洞化が進みつつあります。そのため、空洞化が進行しないよう、商工会と連携しながら、空き店舗の活用などに向けた対策が必要となっています。
- 商工会が中心となって、商工業の振興を図るため各種イベントを開催していますが、今後、そのイベントを起爆剤とし、また、異業種との連携を図り長期的展望に立って、収益性の確保と地域経済の活性化などにつなげていくことが必要となっています。
- 農林水産物等を生産・加工して、新たな付加価値製品として生み出す際には、工業等との連携で技術革新、商業との連携で販路拡大を実現することが必要となっています。
- 地域経済を活性化する方策のひとつとして、新たな企業進出による産業集積と雇用の拡大が急務となっています。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
農水商工連携事業件数（累計）	—	5件
空き店舗の活用件数（累計）	2件	10件

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①企業・商業活動への支援	①－１ 中小商工業者に対する支援	商工課
	・ 中小商工業者の経営改善に向けて、商工会との連携による経営改善指導・相談体制の充実を図るとともに、国・県等の支援策を広く周知します。	
	①－２ 商店街の空洞化対策	
	・ 商店街活性化研修会を引き続き開催し、商工会との連携により空き店舗の情報を提供することで、チャレンジショップ等への活用を推進します。	
②企業立地の促進	①－３ 企業間・異業種間交流の場づくり	企画政策課
	・ 農水商工関係の事業者をつなげることにより６次産業化を図り、小規模事業者の収益性向上と地域経済の活性化を推進します。	
	②－１ 情報提供・相談対応の拡充	
	・ 市内の空き工場、工場用地の情報を集め、優遇措置制度とあわせ情報を発信し、迅速な相談対応を実施します。	
	②－２ 企業誘致活動の展開	
	・ 企業誘致等に関する情報収集に努めるとともに、県や関係団体と一体となった企業誘致活動を展開し、雇用の場の拡大と地域経済の活性化をめざします。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 観光ビジネスにつなげましょう。
- 販売方法を確立しましょう。

協働による取り組み

- 地域経営のための産業を再生しましょう。
- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。



3-3 観光空間づくりの展開

(1) 観光の振興

基本方針

観光を通じた産業の振興を図るため、観光圏整備事業やエコツーリズムの推進、魅力的な着地型観光商品の造成など、さまざまな観光戦略を通じて滞在型観光を推進します。また、「おもてなしの心」づくりをはじめ、外国人観光客にも着目して観光案内の充実を図るなど、国内外の観光客が訪れやすい環境づくりに努めます。

現状と課題

- 平成17年に前年比2.6ポイント減少と落ち込んだ入込客数は、平成18年には4.3ポイント増加しています。しかし、それ以降は年々わずかに減少しています。そのため、スポーツコンベンションや修学旅行の誘致、継続的な伊勢志摩キャンペーンやイベント企画、エコツーリズムの推進など、さまざまな形で誘客策を展開する必要があります。
- 平成20年10月、国の観光圏整備事業において、伊勢志摩地域が観光圏として認定されたことを受け、2泊3日以上の上泊型観光の取り組みを広域的に実施しています。また、伊勢志摩キャンペーンをはじめ、観光協会が主体となって実施する多様な集客事業に支援を行いながら、集客増加に向けた事業展開を図っていますが、今後、さらに魅力的な着地型観光商品の造成や外国人観光客向けの観光地づくりの整備を行っていくなど、長期滞在型観光をめざす取り組みを推進する必要があります。
- 観光客を温かく迎えるよう、おかみ会やボランティアガイドなどを中心として、地域での「おもてなしの心」を育てています。今後も、志摩市を訪れる観光客に対するおもてなしの向上や、継続的な環境づくりの実施、また、人材育成などが必要となっています。
- 滞在型観光などの観光振興を図るため、伊勢志摩観光コンベンション機構や県、伊勢志摩観光圏構成市町などとこれまで以上に連携し、集客増加に向けた事業展開を図る必要があります。

■観光入込客推計

(単位:人)

年 区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
観光入込客数	4,144,061	4,323,044	4,303,614	4,273,828	4,040,898
うち日帰客数	2,771,983	3,079,588	3,002,744	2,961,595	2,770,230
うち宿泊客数	1,372,078	1,243,456	1,300,870	1,312,233	1,270,668

資料: 観光レクリエーション入込客数推計書

■観光入込客数推移

(単位:人)

年 月	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
1 月	271,881	277,122	270,306	273,183	257,163
2 月	170,944	169,285	186,141	178,212	165,017
3 月	352,240	365,186	367,492	399,457	363,059
4 月	283,268	319,715	332,813	305,675	265,934
5 月	421,932	422,187	406,902	367,521	344,786
6 月	263,035	286,314	274,046	234,745	224,972
7 月	424,955	445,014	373,445	432,945	401,151
8 月	869,311	924,721	896,733	889,906	838,046
9 月	252,940	236,432	297,481	272,426	338,934
10 月	295,963	288,138	298,231	286,764	258,769
11 月	266,953	306,199	312,992	341,897	316,733
12 月	270,639	282,731	287,032	291,097	266,334
計	4,144,061	4,323,044	4,303,614	4,273,828	4,040,898
日帰客	2,771,983	3,079,588	3,002,744	2,961,595	2,770,230
宿泊客	1,372,078	1,243,456	1,300,870	1,312,233	1,270,668

資料: 観光レクリエーション入込客数推計書

■拠点別観光入込客数

(平成 21 年、単位:人)

地点名 月	合歓の郷	大王埼灯台	御座白浜海水浴場	志摩マリナランド	志摩スペイン村
1 月	9,900	6,759	—	10,032	88,000
2 月	7,200	7,755	—	5,513	27,000
3 月	13,400	9,524	—	9,326	162,000
4 月	10,922	5,602	—	8,648	117,000
5 月	15,648	7,313	—	16,108	152,000
6 月	10,352	4,498	—	28,877	78,000
7 月	15,011	4,268	30,759	13,868	149,000
8 月	36,555	8,401	84,510	27,023	340,000
9 月	13,051	7,572	—	17,102	151,000
10 月	11,891	5,079	—	13,166	101,000
11 月	13,474	5,338	—	11,075	122,000
12 月	12,392	3,358	—	34,433	89,000
計	169,796	75,467	115,269	195,171	1,576,000

資料: 観光レクリエーション入込客数推計書

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
日帰り・宿泊の合計入込客数	4,040,898 人／年	4,500,000 人／年
エコツアーの体験参加者数	35,183 人／年	40,000 人／年
市内ゴルフ場利用客数	170,989 人／年	175,000 人／年
外国人の宿泊客数	19,121 人／年	40,000 人／年
観光ガイド実数（累計）	26 人	30 人
伊勢志摩地域入込客数	21,723,000 人／年	23,000,000 人／年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①集客力の向上	①－１ 観光集客策の展開 ・市の観光戦略を明確化した観光振興プランを作成します。 ・観光圏整備事業による滞在型観光の推進、伊勢志摩キャンペーン事業、大規模スポーツ大会・学生団体修学旅行や外国人観光客の誘致、情報発信事業など、継続的な集客事業を通して、新たな観光ニーズにも対応できる観光地づくり事業を展開します。	観光戦略室
	①－２ 体験型ツーリズムの推進 ・ともやま公園、志摩自然学校の体験プログラムの充実や横山ビジターセンター、海ほおずきとの連携、民間によるエコツーリズム等のメニューの造成・支援を行います。	
	①－３ スポーツを通じた集客事業 ・本市の自然環境を最大限にいかしたスポーツ観光や合宿の誘致による集客を推進します。 ・国際大会や全国規模のスポーツ大会の招致を推進することで、スポーツツーリズム都市宣言をめざします。	
	①－４ 長期滞在型の観光地づくり ・多様な長期滞在に対応できるホスピタリティの向上など、長期滞在に向けた取り組みを推進します。	

主な施策	施策内容	担当課
①集客力の向上	①－5 観光案内の充実	観光戦略室
	・観光協会の案内業務の強化、観光ガイドの育成、観光情報発信の充実、案内看板の整備、ウェブサイトの活用による案内機能の充実を図ります。	
②心のもてなしづくり	②－1 外国人観光客の受け入れ	観光戦略室
	・5ヵ国語表記による案内標示や施設内の標示を行うなど、外国人観光客を迎え入れる体制や環境づくりを推進するとともに、訪日外国人向け観光商品の造成を図り、外国人観光客のさらなる受け入れに努めます。	
	②－2 もてなしの心の醸成	
	・観光協会が中心となり、観光業者が地元のことを誇りを持って語れるように地域の深学を推進します。 ・市民活動と連携しながら、観光ガイド等の充実を図るとともに、地域全体での「おもてなしの心」の育成に努めます。	
③連携体制の強化	③－1 広域的な連携の強化	観光戦略室
	・県や伊勢志摩観光圏構成市町、観光関連企業との連携を強化し、広域的な誘客事業の取り組みを促進します。	
	③－2 広域的な情報発信の推進	
	・新聞、雑誌や旅行会社をはじめとするさまざまな媒体を活用した情報発信を行うとともに、伊勢志摩観光コンベンション機構を中心とした広域的な観光PRを推進します。	

序
論

基本
構
想

基本
計
画

参
考
資
料
編

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 体験型ツアーを開発したり、体験学習の場をつくりましょう。
- キャッチフレーズを明確にしましょう。
- 情報の共有化を図り、異業種間などの交流を深めましょう。
- ターゲットを絞り込むなど、観光の戦略化を図りましょう。
- 人を呼び込む参加型イベントを増やしましょう。
- おもてなしの心を育てましょう。
- 口コミによるPRやマスコミ、インターネットを活用しましょう。
- わかりやすいパンフレットを作成しましょう。
- 高速道路のパーキングエリア（PA）やサービスエリア（SA）でPRをしましょう。
- 主体間のタイアップによる戦略化を図ったり、観光の推進主体をつくりましょう。



協働による取り組み

- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。



(2) 観光拠点の整備

基本方針

地域の特性をいかした魅力的な観光空間づくりを行うため、観光拠点の整備をはじめ、観光客にとって利便性の高い市内交通網の構築、観光施設のユニバーサルデザイン化などを進めます。

現状と課題

- 市内各地区には、地域の特性をいかした特徴ある観光資源・観光施設が形成されています。本市として一体的な観光振興に向けては、地域資源の特性を十分に見極め、拠点の整備と連携を図ることが必要となっています。また、今後、増加することが予想される外国人観光客に対応した案内標示や各種インフォメーションの充実も求められています。
- 市内には多くの観光資源や観光施設があり、長期滞在を受け入れる要素はあります。しかし、施設等が点在していることから二次交通の利便性が課題となっているため、市内観光拠点を効率的に結ぶ二次交通網の整備を検討する必要があります。また、観光客に焦点を当てた交通対策の検討も必要となっています。
- 主要産業である観光業の振興を図るため、早期に観光施設のバリアフリー等のユニバーサルデザインに基づく整備を一体的に進めるなど、行政と観光関連事業者が協働で取り組んでいくことが求められています。あわせて、国立公園内観光地としての景観づくりを推進していくため、市民団体の支援や新たな組織化などを図っていく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
観光案内看板の整備（累計）	2件	5件
景観づくり等ボランティア参画団体数（累計）	6団体	10団体

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①観光拠点の整備	①－１ 観光拠点の整備 ・ 特色ある観光地の整備を進めるため、賢島の活性化の推進や国府白浜園地の整備等を検討します。 ・ 案内看板の整備等、観光施設の環境整備を実施します。	観光戦略室
	①－２ 市内交通網の構築 ・ 市内観光拠点を効率的に結ぶ二次交通網の整備を検討します。 ・ 市内交通網について、関係機関などと連携して、市民と観光客の利便性を図る体制を図ります。	
	①－３ 魅力的な観光空間の整備 ・ 観光施設等のユニバーサルデザイン化について検証を行い、改良が必要な箇所については、施設管理者に整備を促します。 ・ 市民や企業と連携した景観形成に向けた活動を実施します。 ・ 各町単位の個性や特色をいかし、ゾーニングによる歩いて楽しめる観光地としての空間整備を推進します。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 情報発信の拠点を作りましょう。
- アクセスの改善を図りましょう。
- 観光スポットや沿道の美化清掃等により、観光地としての環境を保全しましょう。

協働による取り組み

- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。



3-4 志摩ブランドの構築

(1) 志摩ブランドの育成・振興

基本方針

市内で生産された農林水産物および地域の歴史・風土に根ざした加工（調理）方法で製造された製品等のなかで志摩のイメージに合致するものを「志摩ブランド」と認定し、地域産業の振興に努めます。

現状と課題

- 志摩ブランドの確立に向けては、地域そのものが持つイメージも大切になります。「志摩」が持つ自然や景観のイメージを大切にし、さらに、「御食つ国（みけつくに）」に象徴される食文化をはじめ、地域の歴史や文化を活用し、生産者と加工、流通、観光業者が連携して地域の産物だけでなく、「志摩」自体をブランド化していくことが求められています。
- 伊勢えび・あわび・ふぐ・カキ・真珠・あおさ・きんこ・メロンなどの地域特産物の付加価値を高め、他地域との差別化を図るため、本市として戦略性を持った取り組みが必要となっています。また、加工製品の開発や加工原材料として未利用となってしまう産物の有効利用を検討し、付加価値を高めることで生産意欲の向上につなげていく必要があります。
- 地域特産物が生産されていますが、地域産品として安定的に供給が可能な生産体制（規模）は確立されておらず、小規模に生産されている現状があります。特産物の安定的供給のためには、出荷流通ラインの多様性を生み出していくことや、品質の確保に向けてHACCPやトレーサビリティへの対応なども必要となっています。
- 漁業者と観光業者との連携により「伊勢海老刺し網オーナー制度」などが一部で行われています。より一層の異業種との連携を図るため、情報交換や協働のプロジェクトの立ち上げなど、交流を進めていくことが課題となっています。
- 農林水産業と観光業との連携は部分的に進みつつあり、生産者と旅館などが協働するなど、地産地消に向けた取り組みが行われています。今後は、全市的な視点を持つことによって、産業間で相乗効果を生み出すことが必要です。
- 市民だけでなく、観光客に対しても地域で生産されたものを適正な価格で、おいしく提供することによって産業全体の振興につなげる必要があります。
- 伊勢志摩キャンペーンやその他のイベント・物販活動などを通じて、伊勢えび・あわび・あのみふぐ・的矢かきなど食のブランドの情報発信が行われていますが、今後はさらなる食と観光の地域資源を連

携させることにより誘客を図ることが課題となっています。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
異業種連携協議会等の組織数（累計）	3件	5件
志摩ブランド戦略会議（仮称）の開催回数	—	5回／年
特産品等品質向上研修会の開催回数	—	2回／年
農商工観光事業者等研修会の開催回数	—	3回／年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①地域イメージの向上	①ー1 地域イメージの向上	水産課 農林課 商工課 観光戦略室
	・農林水産物やそれらの加工品、伝統的地域文化、まちなみ景観、歴史的建築物などで地域の連携をとり、地域全体でブランドの構築を図り、志摩のイメージの向上を図ります。 ・本市が「御食つ国（みけつくに）」として全国有数の水産物の産地であることを活用し、志摩ブランドのイメージコンセプトとなる「人と自然の共生」＝「里海」という地域イメージの創出を図ります。 ・地域資源の掘り起こしと磨きをかけることにより地域ブランドの向上を図るとともに、テレビ・インターネット等で志摩ブランドの情報発信に努めます。 ・志摩自然学校の体験プログラムの充実と横山ビジターセンターや海ほおずきとの連携など、エコツーリズムによる観光地のイメージづくりを行います。	

主な施策	施策内容	担当課
②高付加価値化の推進	②－１ 流通・販売体制の強化	水産課 農林課 商工課
	・ 志摩ブランドに合わせた流通・販売体制を支援するため、世界を視野に入れたネットショッピング等の新しい市場の開拓を図ります。 ・ 少量多品種の特性をいかし、高付加価値化を図ります。	
	②－２ 特産品加工の振興	
	・ 特産品の付加価値を高めるために、異業種との連携を促進し、新しい商品づくりを支援します。また、これまで利用されていない資源の有効利用について、関係機関・団体と協議し、研究を促進します。	
③産業間の連携	②－３ 品質の確保	水産課 農林課 商工課 観光戦略室
	・ 生産者の顔がみえる商品づくりを進めるとともに、志摩ブランドとしての品質を向上・保持するため、HACCPやトレーサビリティへの対応など、志摩ブランド認証や安全性・品質管理に向けた取り組みを進めます。	
④地産地消の推進	③－１ 異業種との連携強化	水産課 農林課 商工課 観光戦略室
	・ 異業種間の連携を強化し、持続可能な地域づくりに向けて、情報交換会等を開催します。また、農林水産業との連携による観光商品の開発や企画を実施します。 ・ 特産物を通じた異業種との連携によるイメージ戦略の展開を図ります。	
④地産地消の推進	④－１ 地産地消の推進	水産課 農林課 商工課 観光戦略室
	・ 農林水産物を使用した食文化を後世に伝え、地域産品の必要性についての啓発を進めるため、市内において地産地消の取り組みを推進します。 ・ 朝市での販売や旅館・飲食店・学校給食などでの地元産物の使用を推進することにより地産地消を進めます。 ・ 食と観光の地域資源を連携させることによりビジネス化できるよう支援していきます。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- イベントにより地元産品を売り出すなど、地元産品をPRしましょう。
- 販売方法を確立しましょう。
- 地域全体の意識改革を図りましょう。
- 品質の向上を図り、志摩の価値を高めましょう。
- 地域を知るための学習や交流の場をつくりましょう。

協働による取り組み

- 地域経営のための産業を再生しましょう。
- 行政と民間（産業関係）との話し合いからはじめ、広い範囲の産業の事情を知り、情報の共有を図りましょう。

